

飲酒運転防止管理規程

九州産交運輸株式会社

飲酒運転防止管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、道路交通法第65条(酒気帯び運転の禁止)、及び、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5(酒気を帯びた従業員の乗務禁止)等に基づいて、従業員の飲酒運転を防止するための管理方法を定めるものである。

第2条 (定義)

本規程に定める酒気帯びでない状態の定義はアルコールが検知されない状態であり、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中アルコール濃度0.25mg/ml以上又は呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものとする。

第3条 (従業員の遵守事項)

従業員は以下の事項を遵守しなければならない。

- 2 従業員は、勤務時間外に飲酒をする場合、勤務に影響を及ぼさない適正飲酒に努める。
- 3 従業員は、少なくとも就業8時間前以降は飲酒してはならない。

第2章 運行管理者及び乗務員の責務

第4条 (運行管理者の責務)

運行管理者又は運行管理者補助者(以下、点呼執行者という)は、乗務前点呼、乗務後点呼の際、別途定める呼気検査執行規則の通り検知器を使用して乗務員の酒気帯びの有無を確認し、その結果を記録しなければならない。

第5条 (乗務員の責務)

乗務員は各点呼時、点呼執行者の指示に従い別途定める呼気検査執行規則の通り検知器を使用して酒気帯びの有無を確認し、その結果を点呼執行者に報告しなければならない。

第3章 酒気帯びの有無の確認

第6条 （ 確認方法 ）

従業員は、呼気検査執行規則に定める方法により酒気帯びの有無を確認し実施しなければならない。

第4章 事後対応等

第7条 （ アルコールが検知された場合の対応 ）

再測定でアルコールが検出された場合、確認者（乗務員の場合においては点呼執行者、以下同じ）、センター長及び支店長は、以下の事項を実施しなければならない。

- 2 確認者は、センター長または支店長に当該結果を報告しなければならない。
- 3 センター長または支店長は、当該従業員から詳細な事情聴取を行わなければならない。
- 4 センター長または支店長は、当該従業員に対し、運転を要さない代替の業務も不可とし帰宅を指示しなければならない。なお、当該従業員が車両等で通勤している場合においては、電車、バス、タクシー等の公共交通機関、もしくは徒歩にて帰宅させなければならない。但し、当該従業員のアルコールが検知されなくなった時点以降においては、車両等による帰宅を許可してもよい。
- 5 センター長または支店長は、事情聴取の結果を含め「アルコールチェック異常報告書」を作成し、第8条に定める警告書と併せて、当該発生日から起算し翌営業日以内に定められた上位部門へ報告しなければならない。

第8条 （ 警告及び処分等 ）

アルコールが検出された従業員への警告及び処分等は以下の通りとする。

- 2 当該従業員が過去に本規程に定める警告の実績がない場合は警告とする。
センター長または支店長は、当該従業員に対し警告書を発行し、写しを2部取り1部を当該事業所または部門にて保管し、1部を定められた上位部門へ提出しなければならない。
- 3 当該従業員が過去に本規程に定める警告、を受けた実績がある場合、会社は当該従業員に対し懲戒処分を行うこととする。
但し、発生日より1年経過した異常報告は失効とする。
センター長または支店長は、当該従業員に対し警告書を発行し、写しを2部取り1部を当該事業所または部門にて保管し、1部を定められた上位部門へ提出しなければならない。

- 4 乗務後点呼時を含む勤務開始以降においてアルコールが検出された場合、またはアルコールが検出された後、本規程及び呼気検査執行規則の定めに従わず勤務した場合は、当該従業員における過去の警告または処分等の実績の有無にかかわらず、懲戒解雇とする。

センター長または支店長は、当該従業員に対し警告書を発行し、写しを2部取り1部を当該事業所または部門にて保管し、1部を定められた上位部門へ提出しなければならない。

- 5 4項に該当する従業員については、就業規則第34条の定めにより当該処分決定まで就労を禁止することとする。

第9条 （ 処分等に対する弁明 ）

従業員は、第8条に定める警告、処分等に対し弁明する場合は、以下の定めに基づき弁明することができる。

- 2 当該従業員は、発行された警告書に弁明する旨を記載し、所属するセンター長または支店長を経由し、安全品質本部長へ提出する。
- 3 弁明期間は当該発生日から起算し3日以内とし、その期間内に弁明の無い場合は以降の弁明は受け付けないものとする。
- 4 処分等の決定事項に対する異議申し立てについては、賞罰委員会規程に定める。
- 5 弁明は文書によるもののみとし、口頭その他の方法による弁明は受け付けないものとする。

第10条 （ 弁明に対する調査及び決定 ）

第9条に定める弁明に対する調査及び決定については以下の通りとする。

- 2 安全品質本部は、弁明書の内容について客観的見地からその合理性、妥当性、及び信憑性について調査しなければならない。但し、調査対象となるものは、呼気検査執行規則の定められた手順が順守されているもののみとし、手順から逸脱したものについては調査対象外とする。
- 3 安全品質本部長は、調査結果から当該弁明が認められると判断した場合、当該処分等を無効とすることと決定する。
- 4 安全品質本部長は、調査結果から当該弁明が認められないと判断した場合、当該処分等を有効とすることと決定する。
- 5 安全品質本部は、4項または5項における決定を文書により当該従業員に送達するこ

ととする。

6 当該決定に対しての異議申し立ては認めないものとする。

第11条 (測定の不履行)

従業員が、本規程及び呼気検査執行規則に定める呼気検査を過失または故意により実施しなかった場合、または、当社において実施する内部監査または調査等により、測定の不履行が判明した場合、当該従業員に対し第8条に定める警告または処分等を行うものとする。

第12条 (逸脱行為)

従業員が、本規程及び呼気検査執行規則に定める実施手順等から逸脱した行為が判明した場合、当該従業員に対し第8条に定める警告または処分等を行うものとする。

第13条 (監督責任)

会社は、本規程及び別途規則に定める業務の不履行が発覚した場合、監督不行届として当該監督責任者に対し懲戒処分を行うことがある。

第14条 (出勤等の取扱い)

アルコールが検出された従業員に対する出勤等の取扱いは以下の通りとする。

- 2 乗務前の再測定においてアルコールが検出された場合、その当日は出勤とみなさない。
- 3 アルコールが検知され勤務不可となった当日は欠勤扱いとする。

附 則

1. この規程の改廃は、取締役会の決議による。
2. この規程の主管部門は、安全品質本部とする。
3. この規程は、2011年5月1日より施行する。

2013年5月1日改訂

2014年8月1日改訂

2014年12月1日改訂

2014年12月26日改訂

2023年4月1日改訂

2024年10月1日改訂